

平成24年第4回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成24年11月26日 開会

平成24年11月26日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成24年第4回新十津川町議会臨時会

平成24年11月26日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第6号 専決処分の報告について
- 第4 議案第49号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（10名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
6番	平沢	豊勝	君	7番	長名	實	君
8番	後木	幸里	君	9番	樋坂	里子	君
10番	西永	勝治	君	11番	長谷川	秀樹	君

○欠席議員（1名）

5番 笹木正文君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君								
副町	長	佐川	純	君								
教	育	長	熊田	義信	君							
総	務	課	長	藤沢	敦司	君						
住	民	課	長	小林	透	君						
保	健	福	祉	課	長	竹原	誠二	君				
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	高	松	浩	君
建	設	課	長	三	谷	和	弘	君				
教	育	委	員	会	次	長	加	藤	健	次	君	
代	表	監	査	委	員	山	本	忍	君			

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局 長 高宮正人君

◎開会及び開議の宣告

(10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から、平成24年第4回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名をいたします。
1番、安中経人君。2番、西内陽美君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎報告第6号の上程、報告、説明、質疑

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。
内容の報告並びに説明を求めます。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） あらためまして、おはようございます。ただ今上程をいただきました報告第6号、専決処分の報告でございます。
地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、報告をする。
専決第4号。専決処分書でございます。
車両事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。
専決の処分月日につきましては、平成24年9月21日でございます。

内容でございます。事故の発生日時でございます、平成24年7月29日、日曜日でございます。午後2時30分頃。2、事故の発生場所につきましては、新十津川町字総進187番地3、ふるさと公園敷地内でございます。3、相手方につきましては、【個人名】でございます。4、事故の概要については、相手方の車両通行によりグレーチングが跳ね上がり、車両下部のシャフトを損傷させたものでございまして、これは、ふるさと公園の管理棟の北側にある駐車場で起きた事故で、ふるさと祭りに参加に来られた千歳市に在住しておられます【個人名】でございます。この方が祭りの見学を終えて駐車場から出ようとした際に、このような事故に遭ったということになるわけでございます。5といたしまして、損害賠償額につきましては、27万4,145円でございます。

以上のおりでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 公園敷地内ということですが、公園内は管理を委託していたと思いますが、委託されているところにグレーチングや何かの点検などはどのようになっているのでしょうか。その点について。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） この件につきましては、一般的な公園管理の委託は行なっているところでございますが、ただやはり、不慮の事故といったようなことになろうかと思いません。そのようなことで、今回の事故後については、直ちに、二度とこのようなことの無いようにということで、修復作業も終えているところでございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） よろしくお願ひします。その後の修復ということなのですが、外れないように、ホルダーのような留め金というのですか、そういったものを付けたという修復でしょうか。お聞きいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） 車が通っても跳ね上がらないように、業者に依頼をいたしました。破損しているコンクリートの部分やグレーチングの箇所を結束いたしまして、跳ね上がらないように処理いたしました。処理した時期につきましては、8月8日に作業が終わっております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第6号、専決処分報告についてを終わり、報告済みといたし

ます。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第49号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算、第5号を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第49号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算、第5号でございます。

平成24年度新十津川町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ568万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,711万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

ご承知のとおり、今回の補正につきましては、今月11月16日に衆議院が解散となりまして、これを受け12月4日公示、12月16日衆議院議員選挙が執行されるということになってございます。これに伴う予算ということでございます。慣例に従いまして、予算項目は一つございますけれども、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書。総括でございます、歳入の方からご説明を申し上げ、併せまして、補正のある款のみとさせていただきます。

16款、道支出金。補正額568万4千円、計3億5,738万8千円でございます。

合計といたしましては、補正額については568万4千円、合計額につきましては53億6,711万円ということございまして、続きまして、歳出でございます。

2款の総務費でございます。補正額568万4千円、計3億6,658万円でございます。補正予算額の財源の内訳につきましては、すべて国道支出金ということございまして、補正額については、今ほど申し上げましたように568万4千円、歳出の総額につきましては53億6,711万円。財源の内訳につきましては、568万4千円ということでございます。

続きまして、10ページ、11ページでございますけれども、内容でございます。

2款4項3目衆議院議員選挙費でございます。補正額568万4千円、計568万4千円。補正額の財源の内訳につきましては、すべて国道支出金で568万4千円。これにつきましては、衆議院議員選挙費委託金でございます。歳出の内容につきましても、衆議院議員選挙費ということございまして、568万4千円ということでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今まであまり気にしていなかったのですが、この委託金は、何を基準にして新十津川に入ってくるのかお聞きします。ちょっと調べてみると前回の衆議院の選挙の時と2万2千円くらいしか上がっていないのですが、それと、参議院の時は519万4千円。そして、道・知事選の時は、511万9千円が予算化されていました。

基準が人口だとか面積だとか、それとも、新十津川町の方から人口これだけあって、選挙にこれだけかかるという申請をするのか。それとも、国から一方的に新十津川町に交付されるものか。その辺の内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは9番議員さんの質疑にお答えいたします。国から道を通じて委託金という形で入ってまいります。根拠としては、今、議員さんおっしゃったように人口、それから有権者数、投票所数、ポスターの掲示所数、こういったものを要因にすべて単価が決められてございまして、これらの積算に基づいて交付される形になってございます。

ただ、予算でございまして、最終的には入ってくる金額については、この額確定したわけではなくて、多少のずれはあるというふうにご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算、第5号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議された案件は、すべて終了いたしました。

したがって、平成24年第4回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員